

【記載例】

当面の措置が講じられている場合（毎回の定期検査報告で記載及び写真が必要です）

報告書第一面

【4. 報告対象昇降機】

【イ. 検査対象昇降機の台数】（ 1 台）

【ロ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり 1 台（うち既存不適格 0 台）
要重点点検の指摘あり 0 台 指摘なし 0 台

【ハ. 指摘の概要】 5(2) 転落防止柵、侵入防止用仕切板及び誘導柵（当面の措置済）

【ニ. 改善予定の有無】 有（平成 年 月に改善予定） 無

【ホ. その他特記事項】

報告書第二面

【6. 検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり（既存不適格）

要重点点検の指摘あり 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】 5(2) 転落防止柵、侵入防止用仕切板及び誘導柵（当面の措置済）

【ハ. 改善予定の有無】 有（平成 年 月に改善予定）

無

検査結果表

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点 検	要是正	既 存 不 適 格	
5	安全対策					
(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵		—	○	—	
特記事項						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予 定）年月	
5(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間	ハンドレールと転落防止柵とのすき間が200mmを超えている。	当面の措置として、要是正とした転落防止柵に、「すり抜け禁止」の張り紙を掲示した。	令和3年 5月	

※必ず 写真を添付のこと